

第111号議案

地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(島根県産業廃棄物減量税条例の一部改正)

第 1 条 島根県産業廃棄物減量税条例 (平成26年島根県条例第42号) の一部を次のように改正する。

第17条中「第733条の18第 6 項」を「第733条の18第 7 項」に、「第733条の19第 4 項」を「第733条の19第 5 項」に改める。

(旧島根県産業廃棄物減量税条例の一部改正)

第 2 条 旧島根県産業廃棄物減量税条例 (平成16年島根県条例第34号) 附則第 6 項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例の一部を次のように改正する。

第17条中「第733条の18第 6 項」を「第733条の18第 7 項」に、「第733条の19第 4 項」を「第733条の19第 5 項」に改める。

第 3 条 旧島根県産業廃棄物減量税条例 (平成21年島根県条例第58号) 附則第 7 項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例の一部を次のように改正する。

第17条中「第733条の18第 6 項」を「第733条の18第 7 項」に、「第733条の19第 4 項」を「第733条の19第 5 項」に改める。

(島根県核燃料税条例の一部改正)

第 4 条 島根県核燃料税条例 (平成26年島根県条例第60号) の一部を次のように改正する。

第11条中「第278条第 5 項」を「第278条第 6 項」に、「第279条第 4 項」を「第279条第 5 項」に改める。

(旧島根県核燃料税条例の一部改正)

第 5 条 旧島根県核燃料税条例 (平成16年島根県条例第45号) 附則第 5 項の規定

によりなおその効力を有することとされる同条例の一部を次のように改正する。

第10条中「第278条第5項」を「第278条第6項」に、「第279条第4項」を「第279条第5項」に改める。

第6条 旧島根県核燃料税条例（平成21年島根県条例第57号）附則第4項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例の一部を次のように改正する。

第10条中「第278条第5項」を「第278条第6項」に、「第279条第4項」を「第279条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。